

1 認定NPO法人制度の概要

1	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは	
	1. 認定NPO法人とは	13
	2. 認定NPO法人制度の経緯	14
2	認定NPO法人になるメリットと義務・責任	
	1. 認定NPO法人になる必要があるか	15
3	認定NPO法人の税制優遇	
	1. 認定NPO法人の税制優遇	17
	2. 寄附をした個人に対する優遇措置	17
	3. 寄附をした法人に対する優遇措置	23
	4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置	24
	5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置（みなし寄附金制度）	24
4	特例認定NPO法人とは	
	1. 特例認定制度の趣旨	26
	2. 特例認定NPO法人の特徴	26
	3. 特例認定NPO法人の特徴のまとめ	27
	4. 特例認定NPO法人の名称	27
	コラム 認定NPO法人はらっぱさんの場合	28
5	認定NPO法人と他の法人格の比較	
	1. 認定NPO法人と他の法人格の比較表	29
	コラム 認定の取得を目指す法人における会員制度のあり方について	31

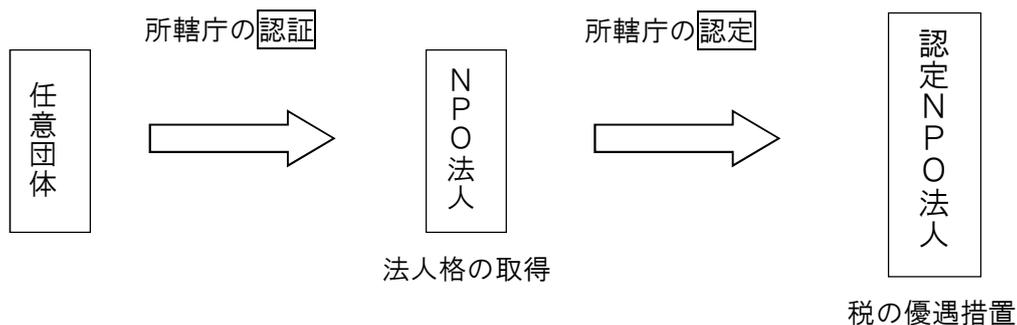
認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは

1. 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）制度は、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的として創られた制度で、社会の多様なニーズに対応していく役割を期待されています。このような、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって一層支援されることを目的として創られた制度が、認定特定非営利活動法人（以下、認定NPO法人）制度です。

（１）「認証」と「認定」の違い

認定NPO法人は、さまざまな税金の優遇を受けられるため、高い公益性や適正な組織運営が求められます。そのため、法人格を持たない団体がすぐに認定NPO法人になれるわけではありません。まずはNPO法人になり、実績を積み、その後、一定の基準に適合しなければ認定NPO法人になることができません。まずは、所轄庁の「認証」を受けてNPO法人になり、その後、所轄庁の「認定」を受けて認定NPO法人になるという流れでなければならないのです。



では、「認証」と「認定」は、どのように違うのでしょうか。「認証」という制度は、法令に定められた要件を満たしていれば、所轄庁が必ず設立を認めるという制度です。設立の手続きや申請書類等に不備がなく、特定非営利活動を行う団体であることが認められれば「認証」されます。

一方で、「認定」という制度は、所轄庁に認証された法人の中で、特に公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であるかどうかを、後述するパブリックサポートテスト等によって実態を確認した上で認められる制度です。NPO法人からの申請により認定され、有効期間が設けられます。形式的な「認証」制度とは違い、実態が伴っていないと認められないのが「認定」制度といえます。

（２）「認定」基準の考え方

NPO法人制度は、市民が行う自由な公益活動を行政が管理するのではなく、徹底した情報公開により、市民が監視をするという特徴を持っています。認定NPO法人制度についても、NPO法の趣旨を尊重し、できる限り客観的に公益性が判断されるよう、以下のような観点における「認定」基準が法令で定められています。

- 多くの市民から支えられているかどうか
- 運営組織・事業活動が適正かどうか
- 自らの情報を広く公開しているかどうか

つまり、適正な組織運営をしている法人に対して、市民からより多くの寄附が届けられるよう、税制優遇が与えられるのが、認定NPO法人制度なのです。

2. 認定NPO法人制度の経緯

「NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもの」が認定NPO法人になることができます。そして、認定NPO法人になると、その法人へ寄附をした市民や企業等の寄附者が、税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりするのです。

さまざまな税制的な優遇措置を受けられるため、この制度が創られた2001年10月から2012年3月末までは、租税特別措置法による制度として、国税庁が認定事務を行っていました。国税庁長官が認定するこの租税特別措置法による認定制度は、NPO法人にとって、なかなか馴染みのない国税庁による認定制度であったため、気軽に相談しにくく、認定へのハードルが高いことが指摘されていました。

そのような中、NPO法の改正により、2012年4月1日からは、NPO法の中に新たな認定制度が創設され、都道府県・指定都市が所轄庁として、認定事務を行うことになりました。これに伴い、租税特別措置法による認定制度は廃止され、NPO法人にとって身近な所轄庁で認定の相談や申請ができるようになりました。

また、2012年の法改正では、設立してから5年を経過していない法人でも、寄附者に対する税制優遇を受けながら、認定NPO法人を目指せるよう、「仮認定制度（2017年4月 特例認定に名称変更）」が創設されたこともあり、認定NPO法人になるための道が広がりました。

今後、認定NPO法人が増えることによって、多くの社会貢献活動が市民に認知され、寄附が集まり、より活動が発展していくことが期待されています。

認定NPO法人制度の経緯

2001年10月 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度の創設（租税特別措置法による制度）

└ 国税庁長官が認定する制度

2002～2010年 この間に制度を6回改定（主に認定要件の緩和、申請手続き簡素化、閲覧書類簡素化等）

2011年7月 新寄附税制施行（寄附者の所得税の税額控除可能、寄附3,000円以上100人でPSTクリア等）

2012年4月 改正NPO法施行（租税特別措置法による認定NPO法人制度廃止、仮認定制度創設）

└ 所轄庁※が認定する制度

2017年4月 改正NPO法施行（仮認定を特例認定に変更、認定NPO法人の海外送金届出事務の簡素化等）

2021年6月 改正NPO法施行（個人住所等を公開対象から除外、認定NPO法人の提出書類削減）

※ 所轄庁とは、都道府県の知事または指定都市の長（詳しくは、『1 設立・運営編』の32ページをご覧ください。）

認定NPO法人になるメリットと義務・責任

1. 認定NPO法人になる必要があるか

認定NPO法人になると、具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか。以下に、認定を取得するメリットと、それによって生じる義務・責任を示します。認定NPO法人になる前に、認定申請をする必要があるのかどうかを十分に考えなければなりません。

(1) 認定NPO法人になるメリット

① 社会的信頼が増します。

認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。

② 税制優遇により寄附金を集めやすくなります。

認定NPO法人になることの一つの大きなメリットは、寄附金に関する税の優遇制度があることです。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があります。相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。

また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるので、寄附がしやすくなります。(詳細は17ページ以降をご覧ください。)

③ 法人税等の負担が減る場合があります。

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」という制度を活用することができます。「みなし寄附金制度」とは、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できるという制度です。そうすることで、その分、納税すべき額を減らすことができます。(詳細は24ページをご覧ください。)

④ 組織を強化することができます。

認定NPO法人になるためには、法令等を遵守し、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないことから、法令等を遵守した適正な組織として法人を強化することができます。

⑤ 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

認定NPO法人になると、上記のような適正な運営組織を維持し続けなければならないため、役員やスタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにもつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。

(2) 認定NPO法人になると生じる義務・責任

① 情報公開をより一層徹底しなければなりません。

NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通じて、市民の信頼を得ることが法の精神であるため、毎事業年度終了後、事業報告書等を所轄庁に提出することが義務付けられています。認定NPO法人になると、寄附者への情報公開も当然のことながら、税制優遇を受けている法人として、利害関係者を含め、広く一般市民へ情報公開をしなければなりません。

② 毎年度報告しなければならない書類が増えます。

認定NPO法人になると、NPO法人に義務付けられている事業報告書等の提出書類だけでなく、役員報酬規程や収益の明細、借入金の明細等一定の書類を所轄庁に提出しなければなりません。(詳細は、113ページをご覧ください。)

③ 寄附金の管理に関する事務手続きが増えます。

認定NPO法人になると、寄附金を受けやすくなる分、寄附金に対しての管理事務が増えます。寄附者側にとって、税控除等の優遇を受けられることにもつながりますから、寄附金台帳の作成や領収書の発行等、寄附金の取り扱いに関するさまざまな事務手続きを十分注意して行わなければなりません。(詳細は、124ページをご覧ください。)

④ 認定基準を常に意識した運営をしなければなりません。

認定NPO法人には、NPO法人に課せられていない要件がいくつかあります。認定には有効期間があり、更新手続きをするためには、常に認定基準を意識した法人運営をしなければなりません。また、認定を取るといろいろな人から注目される可能性も高まります。つまり、今まで以上に適正な運営組織を維持し続けることが必要になります。(NPO法人と認定NPO法人の比較は、70ページを参照ください。)

認定NPO法人の税制優遇

1. 認定NPO法人の税制優遇

認定NPO法人になると、税制優遇を受けられます。受けられる税制優遇は、寄附者に対するものと、認定NPO法人が直接受けられるものとの2種類に大きく分けられ、以下の①～④の4つの優遇措置を受けられるようになります。特例認定NPO法人の場合は、①寄附をした個人への優遇措置と、②法人の損金算入限度額の拡大の優遇措置しかありませんので、注意が必要です。つまり、③の寄附をした相続財産が非課税になるという優遇措置と、④のみなし寄附金を受けられるという優遇措置は、特例認定NPO法人は受けられません。

(特例認定NPO法人制度は26ページ参照)

認定NPO法人の税制優遇

	優遇措置	対象となる税金	参照ページ
■ 寄附者に対する優遇措置			
①	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	所得税、住民税	P.17
②	寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される	法人税、法人事業税等	P.23
③	寄附をした相続財産が非課税になる	相続税	P.24
■ 認定NPO法人に対する優遇措置			
④	のみなし寄附金を受けられる	法人税、法人事業税等	P.24

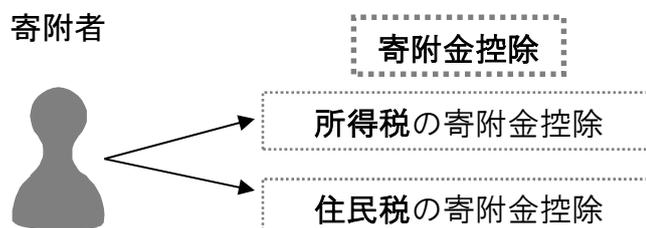
2. 寄附をした個人に対する優遇措置

(1) 寄附金控除とは

寄附金によって納めるべき税額が減額されることを「寄附金控除」といいます。個人が認定NPO法人に対して寄附をした場合、寄附金控除の対象となる税は、所得税と住民税です。

所得税および住民税は、個人がその年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得(収入から必要経費を差し引いた額)に対して課税される税金です。所得税は国税と呼ばれる国に納める税金のことで、納付先は税務署です。一方で、住民税は地方税と呼ばれる都道府県や市町村に納める税金のことで、納付先は都道府県や市町村です。

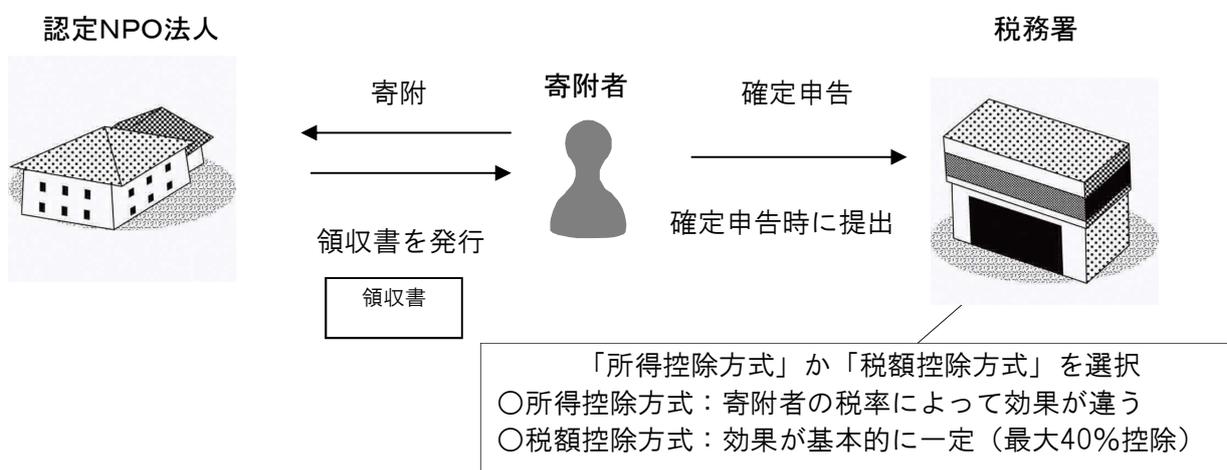
所得税も住民税も、同じ1年間の所得に対して課税される税金ですが、地方税である住民税の寄附金控除を受ける場合、都道府県や市町村によって取り扱いが違うので注意が必要です。



(2) 所得税の寄附金控除

寄附をした個人が寄附金控除を受け、納める所得税を減額することができます。その場合、寄附をした個人は、認定NPO法人が発行した寄附金の領収書を添付して税務署に確定申告をすれば、所得税の還付を受けられます。領収書の発行方法については、124ページを参照ください。

確定申告の方法には、「所得控除方式」と「税額控除方式」の2つがあります。どちらか有利な方を選択して、申告すればよいでしょう。



そもそも所得税の納税額とは、以下のような計算によって算出されます。

$$\text{納税額 (A)} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額 (B)} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)}$$

所得金額とは総収入から必要経費を差し引いた金額で、給与の場合は給与所得控除後の金額となります。

所得控除方式

「所得控除方式」とは、医療費控除や配偶者控除と同様に、寄附金控除額を所得金額(上記B)から引いた後に、税率(5～45%)をかけて納税額を確定する方法です。つまり、具体的な計算方法は以下ようになります。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除・寄附金控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)}$$

所得控除方式の場合、寄附金控除の金額は、「寄附をした合計額-2,000円」となります。ただし、寄附をした合計額は、総所得金額の40%が上限です。また、5～45%という税率は累進税率(金額が多くなるほど率が高くなる)であるため、税率が高い人、つまり、高額所得者の方が控除される金額が多くなります。

税額控除方式

「税額控除方式」とは、課税所得×税率(5～45%)による納税額(上記A)から寄附金控除額((年間寄附金額-2,000円)×40%)を直接に控除する方法です。この場合、所得金額による税率に影響されずに、控除されます。つまり、税額控除方式は、税率の高低にかかわらず、ほぼ等しい寄附控除が受けられる制度です。

寄附をした年間合計額は、総所得金額の40%が上限です。税額控除額は、所得税額の25%相当額が上限になります。税率が高く寄附金額も高額であるような場合を除き、税額控除方式を選択した方が、所得控除方式を選択した場合よりも控除される額が大きくなるケースがほとんどです。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)} - \text{寄附金特別控除 (「寄附額-2,000円」の40\%)}$$

事例①

税額控除で最大限控除できる場合

寄附者Aさん



年間給与収入：8,580,000円
 社会保険料：1,142,000円
 扶養家族：なし
 寄附金額：100,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
 税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40%＝39,200円

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	8,580,000円	8,580,000円	8,580,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	6,630,000円	6,630,000円	6,630,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	1,142,000円	1,142,000円	1,142,000円
	0円	98,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	1,622,000円	1,720,000円	1,622,000円
③課税給与所得金額(①－②)	5,008,000円	4,910,000円	5,008,000円
④累進税率(※3)	20%	20%	20%
⑤(③×④)	1,000,000円	980,400円	1,000,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	574,100円	554,500円	574,100円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	39,200円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	574,100円	554,500円	534,900円

事例②

税額控除で限度計算にかかる場合

寄附者Bさん



年間給与収入：2,400,000円
 社会保険料：350,000円
 扶養家族：なし
 寄附金額：100,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
 税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40%＝39,200円
 計算はこのようになりますが、所得税額の25%が限度額のため、Bさんの所得税額38,500円×25%＝9,600円(※5)が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	350,000円	350,000円	350,000円
	0円	98,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	830,000円	928,000円	830,000円
③課税給与所得金額(①－②)	770,000円	672,000円	770,000円
④累進税率(※3)	5%	5%	5%
⑤(③×④)	38,500円	33,600円	38,500円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	38,500円	33,600円	38,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	9,600円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	38,500円	33,600円	28,900円

事例③

税額控除の限度のため所得控除の方が
有利な場合

寄附者Cさん



年間給与収入：4,500,000円
社会保険料：620,000円
扶養家族：なし
寄附金額：450,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額450,000円－2,000円＝448,000円
この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
＝（寄附金額450,000円－2,000円）×40%＝179,200円
計算はこのようになりますが、所得税額の25%が限度額のため、Cさんの108,500円×25%＝27,100円(※5)が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	3,160,000円	3,160,000円	3,160,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	620,000円	620,000円	620,000円
	0円	448,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	1,100,000円	<u>1,548,000円</u>	1,100,000円
③課税給与所得金額(①－②)	2,060,000円	1,612,000円	2,060,000円
④累進税率(※3)	10%	5%	10%
⑤(③×④)	206,000円	80,600円	206,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	108,500円	80,600円	108,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	27,100円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	108,500円	80,600円	81,400円

※1 「給与所得控除後の金額」とは、給与の金額に応じて給与収入金額から控除される「給与所得控除額」を引いた後の金額のこと。

事例① 年間給与収入8,580,000円に対する給与所得控除額は、1,950,000円なので、給与所得控除後の金額は6,630,000円となる。

事例② 年間給与収入2,400,000円に対する給与所得控除額は、800,000円なので、給与所得控除後の金額は1,600,000円となる。

事例③ 年間給与収入4,500,000円に対する給与所得控除額は、1,340,000円なので、給与所得控除後の金額は3,160,000円となる。

※2 基礎控除とは、全ての人が控除することができる金額のこと。

※3 2021年分の所得税累進税率。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、税率20%。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、税率10%。

課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

※4 前段階率調整後税額とは、累進税率をかけた後に、下記の前段階の税率差を調整する金額を控除した金額。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、控除額は427,500円。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、控除額は97,500円。

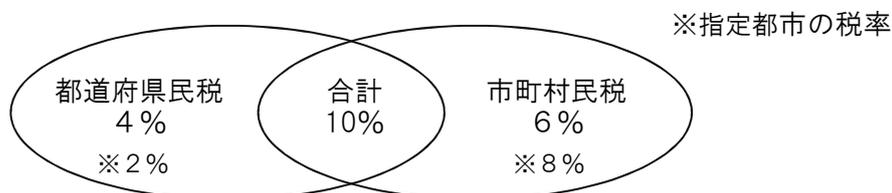
課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

※5 納付税額は100円未満は切り捨てます。実際には、この後に復興特別所得税額の計算が必要ですが、ここでは省略します。

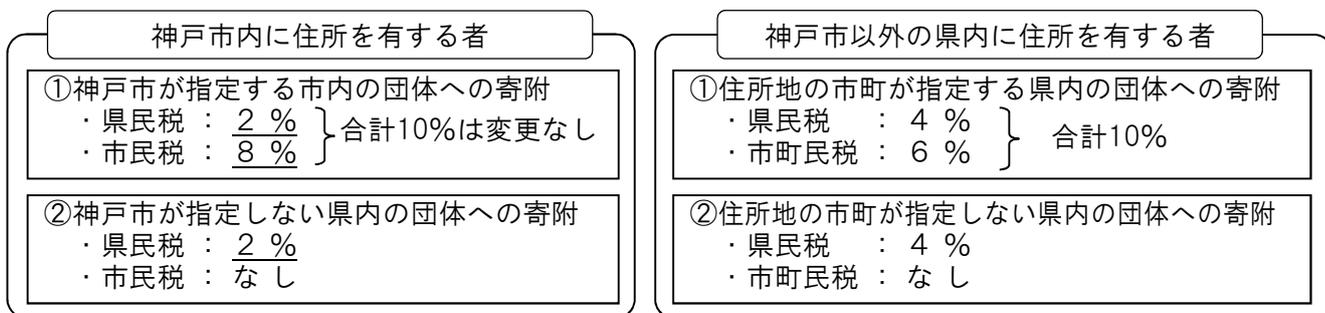
※ すべて2021年4月1日の税率で計算しています。

(3) 住民税の寄附金控除

前述したように、住民税は都道府県や市町村に納める地方税です。都道府県民税と市町村民税(東京都は特別区民税といいます。)から成り立っています。都道府県民税の税率は4%、市町村民税の税率は6%で合計すると10%です。ただし、指定都市(県内では神戸市が該当)の住民税の税率は、都道府県民税が2%、市町村民税が8%で合計すると10%です。



都道府県、市町村が住民の福祉の増進に寄与するものとして、それぞれ寄附金控除の対象となる寄附金を条例により定めていれば、その寄附金は住民税における寄附金控除の対象になります。つまり、都道府県が条例で指定していれば4%が、市町村が条例で指定していれば6%が、都道府県も市町村も両方が指定していれば10%が控除されます(神戸市内に住所を有する場合は、下記のとおり控除率が異なります)。条例により指定していなければ、控除は受けられません。



なお、住民税の寄附金控除には、所得控除方式はなく、税額控除方式しかありません。つまり、所得税の寄附金控除の税額控除方式同様に、以下のような計算によって、控除額が確定します。ただし、算式中の「寄附金」は、総所得金額の30%が上限です。

$$\text{住民税の寄附金控除額} = (\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (\text{最大}10\%)$$

条例指定とは

では、都道府県や市町村の条例で「指定する」というのは、どういうことなのでしょう。大きく区分すると認定NPO法人、公益社団法人、学校法人等を対象とする「3号指定(※)」と一般のNPO法人を対象とする「4号指定(※)」に区分され、さらに前者の「3号指定」は「包括指定」と「個別指定」の2つに分けることができます。

※住民税の寄附金控除について定められた地方税法の条文番号からこのように呼んでいます。

都道府県: 地方税法第37条の2第1項第3号および第4号 市町村: 同法第314条の7第1項第3号および第4号

3号指定(包括指定)

認定NPO法人が指定の対象で、「○△県内に主たる事務所がある認定NPO法人」や「県内に事務所または事業所があるか、または県内で主たる目的の事業を行っているもの」等のように、包括して指定する方法です。全国の法人を包括して対象とするものや県内の法人を包括して対象とするもの等、条例によって規定の方法はさまざまです。

3号指定(個別指定)

認定NPO法人が指定の対象で、法人からの申請により、自治体の首長が個別に指定する方法です。指定の

ための要件を条例で先に定めたいうえで、個別の法人を首長が指定するのが一般的です。

4号指定

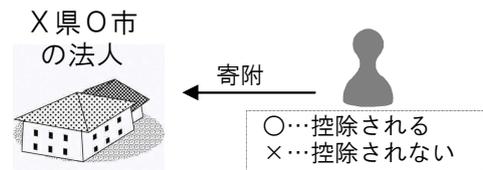
認定NPO法人以外の一般のNPO法人が指定の対象です。指定のための基準が条例で先に定められていることが必要となります。指定を受けたいNPO法人が自治体に申請し、自治体による審査と議会の議決を経て条例で個別の法人が指定されます。4号指定を受けた法人への寄附について寄附金控除を受けようとする寄附者は、直接その自治体に申告する必要があります。

条例による控除の違いの例(3号指定の場合)

前述したように、住民税は、都道府県、市町村の条例で定められているかどうかによって、寄附金控除を受けられるかどうかが変わります。しかも、寄附金控除を受けられるかどうかについては、寄附先の認定NPO法人等の所在地によるのではなく、寄附者の住んでいる所在地の条例によって決まります。

具体的な例で見てみましょう。下記の図に示すように、同じX県O市に事務所をおく認定NPO法人△○川流域保全グループに寄附した場合でも、県も市も指定をしているAさんと、県は指定していますが、市は指定していないBさんでは、控除される税が違います。また、県外のDさんは、県も市も指定していないため、住民税については、寄附金控除を受けることができません。寄附者が住んでいる自治体の条例によって、控除を受けられるかどうかが変わりますので、注意が必要です。

X県O市に事務所をおく
認定NPO法人△○川流域保全グループへ寄附する場合



寄附者	寄附者の居住地	都道府県民税		市町村民税	
		条例制定状況	控除	条例制定状況	控除
Aさん	X県O市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	O市の条例： 市内の法人を指定	○
Bさん	X県P市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	P市の条例： 市内の法人を指定	×
Cさん	X県Q市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	Q市の条例： 条例制定なし	×
Dさん	Y県R市在住	Y県の条例： 県内の法人を指定	×	R市の条例： 市内の法人を指定	×
Eさん	Z県S市在住	Z県の条例： 全国の法人を指定	○	S市の条例： Z県内の法人を指定	×

兵庫県内の自治体の条例指定の状況

兵庫県は、2013年3月5日に県民ボランティア活動の促進等に関する条例と兵庫県税条例が改正されたことによって、兵庫県内に主たる事務所を置く認定NPO法人等に寄附した場合は、兵庫県内に住む人であれば、県民税の寄附金控除を受けられます。認定NPO法人からの申請が不要な包括指定です。

一方、神戸市では神戸市内で活動する認定NPO法人等に寄附をした神戸市民は、市民税の寄附金控除を受けることができます。ただし、認定NPO法人による神戸市への申請が必要な個別指定となっています。

その他の兵庫県内の自治体の市民税については、兵庫県ホームページ「NPO法人情報」で確認することができますので、そちらをご覧ください。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/sityoukifukinkoujyo.html>

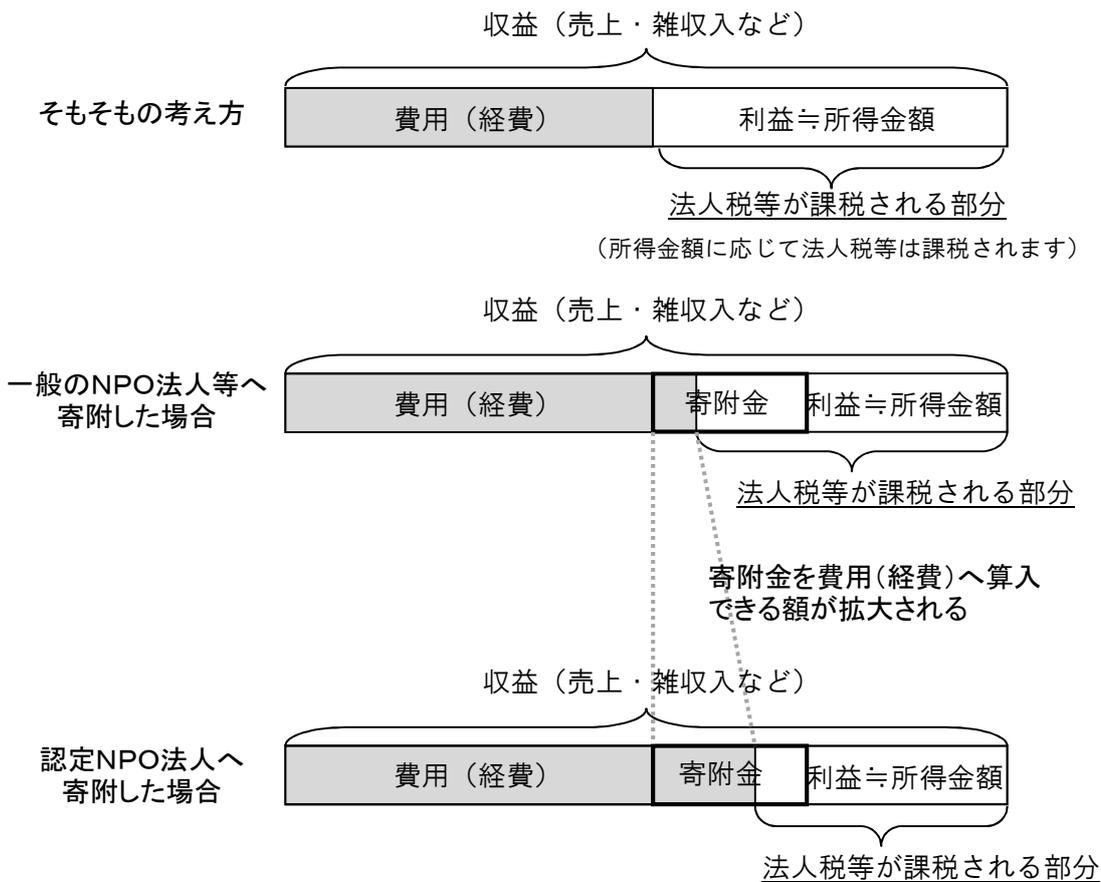
3. 寄附をした法人に対する優遇措置

(1) 損金算入とは

法人が認定NPO法人等に対して寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられ、その範囲内で損金算入が認められます。

損金とは、法人税額を計算する場合の費用(経費)のことをいいます。法人税額は、売上から必要な経費等を差し引いて課税されます。損金算入が認められるというのは、法人税額を計算する際の必要な経費として含めてよいということです。

収益・費用・利益の関係と法人税



法人が支出する寄附金には、事業に関連性があるかどうか微妙なものも多くあります。そのため、法人税法では、寄附金一つひとつについて事業に関連性があるかどうかを確認することが容易ではないため、一定の限度を設け、その範囲内であれば寄附金を損金として扱ってよいこととし、範囲を超える部分については、損金としないという扱いが取られています。(損金としないことを損金不算入といいます。)

認定NPO法人等への寄附については、一般のNPO法人に寄附する場合と比べて、この損金算入の限度額が多くなります。つまり、一般のNPO法人へ寄附した場合は損金(経費)として扱うことができなかった金額が、認定NPO法人等へ寄附すれば損金として扱うことができる可能性があるということです。これにより、認定NPO法人等側からすると、企業等からの寄附を受けやすいということになります。

(2) 損金算入の計算方法

では、具体的に損金算入できる限度額(損金算入限度額といいます。)はどのように計算するのでしょうか。損金算入限度額は、その法人の期末の資本金等の額によって変わります。

また、認定NPO法人等に寄附する場合の損金算入限度額を「特別損金算入限度額」といいます。

具体的には次のページのように計算します。

一般の損金算入限度額（一般のNPO法人等への寄附の場合）

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

特別損金算入限度額（認定NPO法人等への寄附の場合）

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

具体例① 期末資本金等の額1,000万円 所得金額100万円のA法人の場合

一般の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12/12 \times 0.25\% + 100\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 12,500\text{円} \cdots \text{①}$$

特別損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12/12 \times 0.375\% + 100\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 50,000\text{円} \cdots \text{②}$$

$$\text{A法人の損金算入限度額} = \text{①} + \text{②} = 12,500 + 50,000 = 62,500\text{円}$$

具体例② 期末資本金等の額2億円 所得金額3,000万円のB法人の場合

一般の損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12/12 \times 0.25\% + 3,000\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 312,500\text{円} \cdots \text{③}$$

特別損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12/12 \times 0.375\% + 3,000\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 1,312,500\text{円} \cdots \text{④}$$

$$\text{B法人の損金算入限度額} = \text{③} + \text{④} = 312,500 + 1,312,500 = 1,625,000\text{円}$$

※ 以上は、株式会社等の普通法人が認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額の計算例です。

4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置

相続財産を認定NPO法人へ寄附した場合、その寄附金は相続税の課税から除外され、非課税となります。つまり、相続または遺贈によって財産を取得した人が、その財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して寄附をした場合、その寄附した財産については相続税の課税対象から外されるということです。

$$\text{相続や遺言による財産} - \text{認定NPO法人への寄附金} = \text{課税対象の財産}$$

例えば、1億円を相続した人が、そのうち3,000万円を認定NPO法人に寄附した場合、通常であれば1億円に対して相続税がかかりますが、1億円から3,000万円を引いた7,000万円を対象に相続税の計算がされます。相続人は相続税の額が少なくなり、また、認定NPO法人は相続財産の寄附を受けることができ、双方にとってメリットが大きい制度であるといえます。ただし、相続税の申告期限までに寄附した場合に限ります。

なお、贈与を受けた認定NPO法人が、贈与があった日から2年を経過した日までに認定NPO法人でなくなった場合や、その贈与を公益を目的とする事業に使用していない場合は、非課税にならず、相続税の課税対象となります。

また、この優遇措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

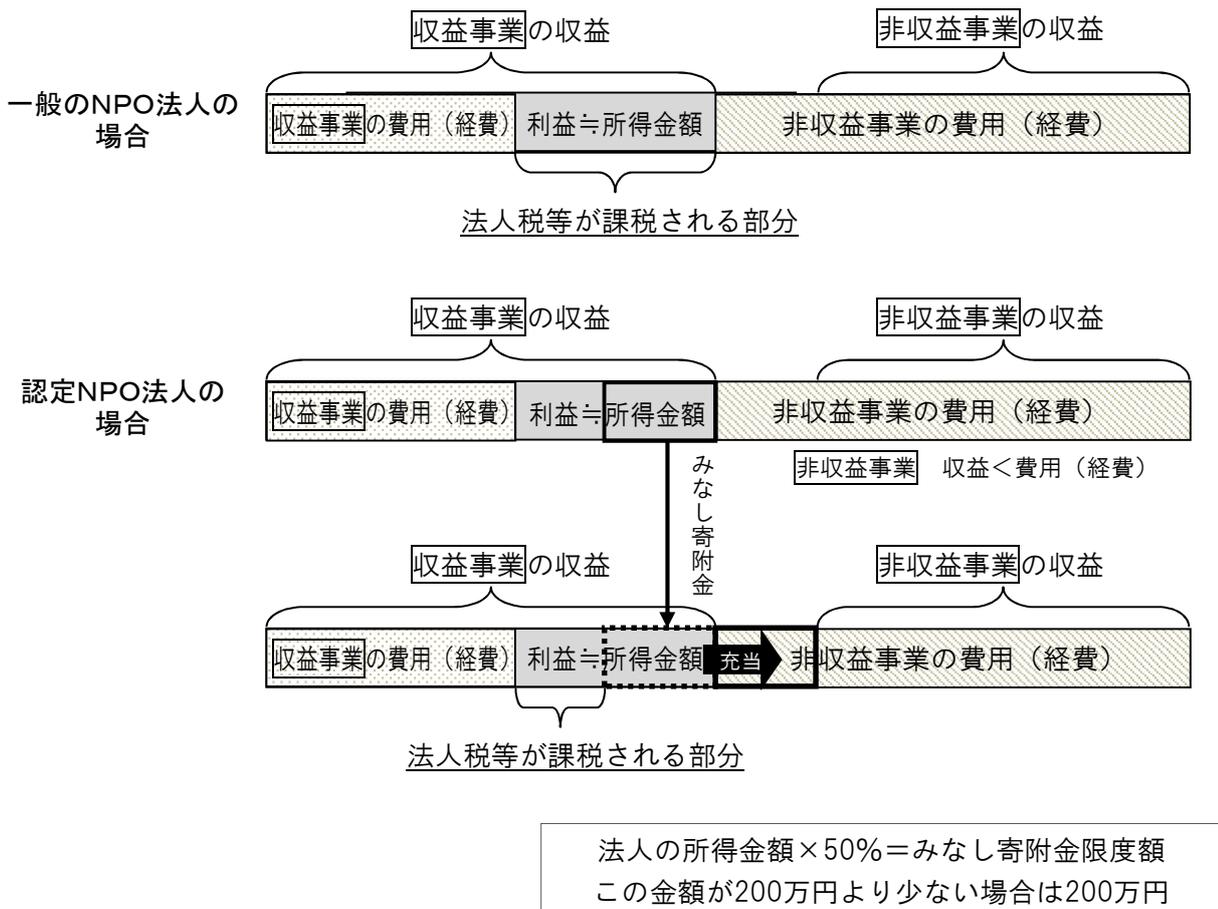
5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置（みなし寄附金制度）**(1) みなし寄附金**

認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外の特定非営利活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。これをみなし寄附金といいます。

NPO法人は、法人税法に定められた収益事業を行った場合に法人税が課税される、収益事業課税が採用されています。(NPO法人の税制度については、『1 設立・運営編』の102ページを参照ください。)法人税法上の収益事業から得た利益を、特定非営利活動に係る非収益事業で使用する場合、その金額を寄附金とみなして、損金に算入させることができます。この場合の収益事業とは、NPO法上の「その他の事業」に係る収益事業だけを指しているわけではありません。特定非営利活動に係る事業における収益事業に対しても当てはまります。

法人税法上の収益事業を行っており、収益で生じた利益を特定非営利活動に係る非収益事業に使いたいと考えているNPO法人にとっては、大きなメリットがあります。

ただし、損金にできる金額の限度は、所得金額の50%または200万円のいずれか大きい金額までになります。なお、特例認定NPO法人にはみなし寄附金制度は認められていません。



(2) みなし寄附金の手続き方法

「みなし寄附金制度」は、収益事業と非収益事業とを区分した経理(区分経理といいます。)を前提とした制度で、法人内部で資金移動をするという形が原則です。資金移動が難しい場合であっても、特定非営利活動のために使ったという明確な根拠資料が必要です。

計算書類および帳簿上、振替額を計上します。法人税の確定申告書の別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」に振替額を記載して申告すれば損金の額に算入されます。

(3) 認定を取り消された場合の取り戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されます。この場合、修正申告を行うのではなく、その事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の損金算入部分を、取消しのあった日を含む年度の課税分で調整します。

特例認定NPO法人とは

1. 特例認定制度の趣旨

「特例認定制度」は、2012年4月1日のNPO法改正によって、新たに創られた制度です。NPO法人で新たに設立されたもののうち、その運営組織および事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、所轄庁が特例認定をする制度です。この法人を特例認定特定非営利活動法人(以下、特例認定NPO法人)といいます。つまり、設立されて間もないNPO法人のうち、その運営組織や活動が適正であり、かつ公益活動を展開する基盤があると所轄庁が認めた場合に、特例認定NPO法人になることができ、認定NPO法人に近い税制優遇を受けることができます。(NPO法第58条)

認定NPO法人になるためには、後述する9つの要件を満たす必要がありますが、この9つの要件のうち、どのくらいの市民に支えられているかを寄附者の数や寄附金の割合で確認する「パブリックサポートテスト(PST)」を満たしていなくても、税制優遇の一部を受けられるのが特例認定制度です。つまり、設立されたばかりで、寄附を十分に集めていない法人でも、特例認定NPO法人として寄附者に対する税制優遇を受けながら寄附を募っていくことができます。

2. 特例認定NPO法人の特徴

(1) 特例認定を申請できるNPO法人

特例認定を受けられるNPO法人は、原則として設立した日から5年を経過していない法人で、かつ過去に認定または特例認定を受けたことがない法人に限定されています。組織基盤は整っており、活動は展開できているけれども、設立したばかりで寄附がまだ集まらないという法人を支援するために創られた制度なので、認定NPO法人へのステップアップのための制度として活用しましょう。

(2) 特例認定NPO法人の税制優遇

特例認定NPO法人の場合、認定NPO法人と比較すると、税制優遇について制約があります。寄附した相続財産が非課税になる制度と、「みなし寄附金」制度(24ページ参照)については、適用されません。個人の寄附金控除と、法人の損金算入枠の拡大についてのみ対象となります。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の受けられる税制優遇の違い

	受けられる税制優遇	認定NPO法人	特例認定NPO法人
1	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	○	○
2	寄附をした法人の損金(※)算入限度額が拡大される	○	○
3	寄附をした相続財産が非課税になる	○	×
4	みなし寄附金を受けられる	○	×

※…損金については、23ページ参照

(3) 特例認定の有効期間

特例認定NPO法人の有効期間は認定NPO法人より短く、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります。(NPO法第60条)

また、特例認定を受けられるのは1回きりで、更新はない上に、期間を空けて再度特例認定を申請することもできません。(NPO法第59条第3号)

特例認定期間中に、正式に認定されなければ、3年が経過した時点で特例認定が失効します。正式に認定を受けるために、特例認定期間中に、寄附を集め、パブリックサポートテストをクリアできるように準備をしておきましょう。

3. 特例認定NPO法人の特徴のまとめ

特例認定NPO法人の特徴を認定NPO法人と比較してまとめると以下のようになります。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	9つの要件をすべて満たしている	パブリックサポートテスト以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定された日から5年間	特例認定された日から3年間
更新	可能	不可能
対象	法人設立後1年を経過したすべてのNPO法人	法人設立後1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人
税制優遇	①寄附をした個人・法人に税制優遇が適用される ②相続財産の非課税及びみなし寄附金が適用される	①認定NPO法人と同様に税制優遇される ②左記②の優遇は適用されない ※詳しくは前ページ2(2)の表を参照

4. 特例認定NPO法人の名称

NPO法第50条で、「認定特定非営利活動法人でない者は、その名称または商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」とされています。つまり、認定NPO法人以外の者が、認定NPO法人を名乗ってはならないとされているのです。この認定NPO法人以外の者には、特例認定NPO法人も含まれるため、特例認定NPO法人が認定NPO法人と名乗ることはできません。特例認定NPO法人が、特例認定を受けたことを対外的に示したい場合は、特例認定特定非営利活動法人または特例認定NPO法人と名乗りましょう。

コラム 認定NPO法人はらっばさんの場合

西宮市で活動する認定NPO法人はらっばさんに、お話を伺ってきました。はらっばさんは、1979年から活動を開始し、2001年6月7日にNPO法人格を取得、2015年8月10日に特例認定NPO法人になられ、2018年7月6日に認定NPO法人になられた団体です。



NPO法人はらっば
http://hpo-harappa.hiho.jp/

認定期間 特例認定 2015年8月10日～2018年7月5日
認定 2018年7月6日～2023年7月5日

活動内容

子どもを真ん中に大人たちがつながりあう場所が欲しい、いろいろな子どもたちが遊び暮らす場所が欲しいという願いから保育所の運営を中心に、地域の親子を対象とした講演会や育児相談など子育て支援をされています。

2020年度の支援者

正会員：	78名	438,000円
賛助会員：	135名	549,000円

Q1. 特例認定を申請しようと思った理由は何ですか？

A. 寄附を増やしたいということはもちろんありましたが、それだけではなく「寄附社会」を根付かせたいという思いから認定NPO法人になろうと考えました。しかし、当時は寄附者への領収書などの整理が十分でなかったため、このまま焦って申請するよりも一旦特例認定となり、その間にしっかりと領収書や寄附者名簿の整理をして認定を目指そうということになりました。

Q2. 特例認定や認定を取ってよかったと思うことはありますか？

A. 寄附者への税額控除があるので、保護者や関係者に寄附を求めやすくなりました。それと、会計処理や事務に関する知識が増えたことで内部運営の成長につながったと感じています。ただ、市民や行政に対してはまだ認知度が低いので、わたしたちの活動を通じてこれからもっと認定NPO法人というものを知ってもらえればと思っています。

Q3. 寄附金を増やすために工夫していることはありますか？

A. はらっばという法人がどのような活動をしているのかを知ってもらうことが大事ですね。年4回広報誌を発行したり、定期的にイベントを開催したりして法人の活動をアピールしています。すぐにお金の寄附をいただくことは難しいのですが、最近では、イベントなどで園児が書いた絵がプリントされたオリジナルTシャツやエコバッグ、LINEスタンプなどの販売を企画してくださるはらっばの応援団のような方々が増えてきました。そのような活動を通じて多くの方々に法人のことを知ってもらい、法人への愛着や一体感が生まれ、寄附者になってもらうことにつながっています。

Q4. このたび特例認定から認定を取られました、大変だったことはありますか？

A. 認定では、パブリックサポートテストの判定があり不安でしたが、特例認定になったときから認定を見据えて寄附者名簿や領収書の整理や管理をきちんとしていたので、特に大変だとは感じませんでした。そういった意味では、特例認定から認定になったことで、段階を踏んで体制づくり、準備をすることができたのが良かったと思っています。

Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. 日々の会計や事務処理をしっかりすることは当然ですが、認定に向けた関係書類の作成など初めてで分からない事だらけなので、事前にしっかり準備をすることが大事ですね。あと、相談できる方を見つけることがとても重要で、勝手な判断や思い込みは禁物です。認定を目指すことは、自分たちがどういう目的、ミッションを持って活動しているのかを改めて見直す機会となり、より自分たちの活動に責任と自信を持つことができると思います。ぜひ、頑張って認定NPO法人を目指してください。

認定NPO法人と他の法人格の比較

NPO法人と認定NPO法人、一般社団法人と公益社団法人を比較してみると、以下の表のようになります。

認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名		特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)
		特定非営利活動促進法	
根拠法			
設立方法		所轄庁の認証後、法務局で登記して設立（認証主義）	NPO法人のうち、所轄庁の認定後、成立（実績にもとづき判断）
税制	法人税	収益事業課税	同左
	登録免許税	非課税	同左
	印紙税	非課税	同左
	法人住民税 (均等割)	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	同左
	その他		
寄附者に対する優遇		法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用
みなし寄附金		なし	所得金額の50%または200万円のいずれか多い額を限度に認める
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動を主たる目的 ・ 宗教・政治活動を主たる目的としない ・ 特定の公職者・政党等の推薦、支持または反対を目的としない ・ その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックサポートテスト ・ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上 ・ 共益的活動が50%未満 ・ 宗教・政治活動、特定の公職者・政党等を推薦、支持または反対する活動は行わない
	営利性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的としない ・ 役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、職員、社員または寄附者等に特別の利益を与えない ・ 営利を目的とした者等に寄附を行わない ・ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てる
	運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10人以上の社員を有する ・ 理事3人以上、監事1人以上 ・ 役員総数における3親等以内の親族割合が3分の1以下 ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存 ・ 役員のうち、同一親族等の占める割合および特定の法人関係者の割合が3分の1以下
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の事業において収益を生じた場合は、特定非営利活動に係る事業のために使用する 	同左
監督		所轄庁の監督を受ける。毎年度事業報告書の提出の義務付け	左に加えて、助成金および海外送金等の報告の義務付け
残余財産の処分		国、地方公共団体、公益法人等に帰属	同左
情報公開		何人も所轄庁において閲覧可能 利害関係人は法人事務所で閲覧可能	何人も所轄庁および法人事務所で閲覧可能

認定NPO法人を他の法人格と比較してみると、税制、寄附者に対する優遇措置、みなし寄附金制度等の違いがよくわかります。

※ 認定NPO法人の場合、NPO法人の「公益性の判断に関する主な基準」は守った上での追加事項であることに留意ください。

認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名		一般社団法人	公益社団法人
根拠法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立方法		公証人による定款認証後、法務局で登記して設立（準則主義）	一般社団法人のうち、公益認定等委員会の答申を踏まえ、行政庁が公益認定後、成立（公益目的事業の計画等によって判断）
税制	法人税	全所得課税（非営利型は収益事業課税）	公益目的事業は非課税
	登録免許税	課税	非課税
	印紙税	非課税	非課税
	法人住民税（均等割）	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	一部を除き課税
	その他		利子・配当等の源泉所得税非課税
寄附者に対する優遇		法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用
みなし寄附金		なし	所得金額の50%を限度または公益目的事業使用部分まで認める
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	・ 事業分野は自由 ・ 公益事業・共益事業・収益事業いずれも可	・ 公益目的事業を主たる目的 ・ 公益目的事業比率が50%以上 ・ 投機的な取引、高利の融資事業その他社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公序良俗を害するおそれのある事業を行わない
	営利性	・ 社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定めは無効 ・ 社員総会において社員に剰余金を分配する旨の決議は不可	・ 社員、役員、使用人等法人の関係者および営利事業者に特別の利益を与えない ・ 収入が適正な費用の額を超えない ・ 役員報酬等が不当に高額にならない支給基準である
	運営組織	・ 理事1人以上（理事会を設置する場合は、理事3人、監事1人以上） ・ 大規模法人（負債額200億円）の場合は、監事および会計監査人設置 ・ 社員の資格に関する要件は特になし	・ 理事3人以上、監事1人以上 ・ 理事会、代表理事、会計監査人設置 ・ 同一団体の関係者・同一親族等の理事が総数の3分の1以下。監事も同様 ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない
	その他		・ 収益事業等により公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがない ・ 収益のうち一定割合は公益目的事業に使用
監督		行政庁の監督は受けない	公益認定基準の遵守について行政庁の監督を受ける
残余財産の処分		社員に分配する旨の定款は不可	国、地方公共団体、公益法人等に帰属
情報公開		社員および債権者は、法人事務所で閲覧可能。貸借対照表は公告の必要あり	何人も行政庁と法人事務所で閲覧可能

コラム 認定の取得を目指す法人における会員制度のあり方について

認定制度において、法人の会員の数は、認定の基準とは直接は関係がなく、会員が少なくても認定を受けることは可能です(ただし、NPO法上の最低限の要件は満たす必要はあります)。

しかし、NPO法人の会員は、その法人を支える大切な仲間です。加えて、認定基準のひとつであるパブリックサポートテスト(PST:「第2章 認定基準」にて解説)は、多くの市民に支えられている法人であるかどうかを客観的に判定するために定められています。従って、一般的には、多くの会員に支えられている法人の方が、認定の基準をより満たしやすいと言えるでしょう。認定の取得を目指す際には、認定制度と自分たちの法人の会員制度との関係を正しく理解しておきましょう。

※パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」についての説明は37ページを参照してください。

① 正会員(NPO法上の「社員」である会員)

NPO法人の正会員(NPO法上の「社員」である会員)は、総会の議決権を有しています。総会は、法人の最高意思決定機関であり、また、正会員の人数によって、定足数などが変わります。従って、日頃から正会員の名簿をきちんと整備し、正会員の人数や住所氏名を常に正確に把握しておくことは、NPO法人の適正な運営のために(ひいては認定を取得するためにも)、とても重要です。

なお、正会員の会費はPSTにおける「寄附」にはあたりません(議決権が対価とみなされるため)。ただし、一定の条件のもとで、PSTの計算の際に寄附と同等の収入として算入できる場合があります。

こんな場合はどうなるの？

- 正会員の会費納入の時期に、同時に寄附を呼びかけても構いません。ただし、会費と寄附金の領収書を分けること、また、呼びかける際にあくまで任意であることを明示することが必要です。

② 賛助会員等(NPO法上の「社員」ではない会員)

NPO法上の「社員」ではない会員を、定款や規約によって、「賛助会員」などの名称で位置づけている法人も多いでしょう。この賛助会員等の会費のうち、PSTの「寄附金」の条件を満たすものについては、PSTの計算の際に寄附金と同等の収入として算入できます。

PSTの「寄附金」の条件を満たすためには、例えば、原則としてその賛助会員の住所氏名が明らかである必要があります。そのためにも賛助会員等の住所氏名は正しく把握しておきましょう。また、賛助会員等に対して、イベント参加費の割引など、何らかのサービス提供の制度がある場合は、そのサービスを受ける権利自体が対価とみなされ、PSTの計算の際に寄附として扱うことはできません。

こんな場合はどうなるの？

- ニュースレター等、もともと不特定多数の者に対して無償で配布されている媒体を、賛助会員等に配布することは、対価性がないものとして扱われます。
- 賛助会員等の会費に対価性がある場合も、法人としてそのお金を受け取ることは可能ですが(ただし、PSTの計算の際に寄附として扱うことはできません)。

③ サービス利用会員等

施設利用会員や介護サービス会員などのサービス利用会員は、そのサービスを利用するという対価があるため、そのために支払った会費は寄附として扱うことはできません。

こんな場合はどうなるの？

- サービス利用会員や賛助会員等に対して、会費納入とは別に、寄附を呼びかけることは差し支えありません。ただし、会費と寄附金の領収書を分けること、また、呼びかける際にあくまで任意であることを明示することが必要です。「必ず寄附してください」などと呼びかけると、「任意性がない」と判断される場合があります。